

令和 8 年度

いじめ防止に関する年間指導計画

いじめ防止対策基本方針

堺市立三国丘中学校

堺市立三国丘中学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どのこどもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられたこどもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめたこどもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、こどもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) こどもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) こども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切に授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) 保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることを学習しておく。

3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) こどものいじめを疑う。（例：いじめ対応チェックリスト等）
- (2) こどもの声に耳を傾ける。（例：アンケート調査、生活ノート、個別面談等）
- (3) こどもの行動を注視する。（例：チェックリスト、ネットいじめ防止プログラム等）
- (4) 保護者と情報を共有する。（例：電話・家庭訪問、PTAの会議等）
- (5) 地域と日常的に連携する。（例：地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

4 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

5 生活アンケートの実施

学期に一度（教育相談前を目途に）の計3回、生活アンケートを実施し、設問の中にいじめに関する調査を設定する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

6 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、支援学級担任を構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。また、必要に応じてスクールカウンセラーの助言を求める。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じで見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見した教職員や連絡・相談を受けた教職員は、直ちに「校内いじめ対策委員会」に情報提供し、情報を共有する。
- (2) 当該委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 学年ごとに、いじめの問題等を含めた生徒の指導記録を作成・保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

(4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

また、いじめ問題への対応として、「生徒理解」をテーマにした校内研修を定期的実施する。

7 ネット上のトラブル対応について

スマートフォンなどの携帯通信端末の普及に伴い、SNSを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、1年生を対象に「ネットいじめ防止プログラム」を開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、こどもが悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

8 重大事態への対処

「いじめ防止対策推進法 第28条1項」に基づき、重大事態が起きた場合は、直ちに堺市教育委員会に報告し、その後の対処については設置者である教育委員会の判断に応じて対応する。

《堺市教育委員会の判断により、学校が調査主体となった場合》

- ・重大事態の調査組織を設置し、設置した組織が事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・調査結果を堺市教育委員会に報告する。
- ・調査結果をふまえた必要な措置を行う。

※生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

9 特に配慮が必要な生徒等について

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、校内いじめ対策委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努める。この際、事実関係を可能な限り明確にする。

調査結果については、教育委員会に迅速に報告し、いじめを受けた生徒・保護者に対しても、情報

を適切に提供する。

また、一定の期間連続して欠席している生徒については、家庭訪問・適応指導教室の利用等を通して、生徒のケアに努める。

10 いじめ防止対策における留意事項

本校のすべての教職員は、以下の留意事項を認識し、日々の教育活動にあたる。

- (1) 危険な遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた生徒の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた生徒（傍観者）に対しても、自分の問題として捉えさせる。
たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。
- (5) いじめをはやしたてるなど、同調していた生徒（観衆）に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。
- (6) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ、改善に取り組むこと。
- (7) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意すること。